

3. 新しい仕組みのあり方～ 第1次報告を受けて～(1)

(1) 「少子化対策特別部会」第1次報告の「指定制」の考えについて

- この考えは、待機児童早期解消の具体的仕組みづくりの一つとして「認可外施設」の活用を意識し、考えられたものと思われる。
- 量の拡大は、利用希望者の中で最も要望の強い認可施設等(一時保育などを含む)の充実増設を基本とする(P12 参考1:厚生労働省 H20.8調査)。この政策と制度の拡充は、利用者が安心するナショナルミニマムの持続的制度に繋がり、「**中・長期計画**」としても**重要な点**である。
- 認可外施設への「指定制」の導入と制度化については、上記の2. が前提である。《この制度は、待機児童のいない、認可外施設のない地方には**余り意味もなく**かえってそうした地方も**巻き込み**「ダブルスタンダード」(2重の基準、制度)の固定化につながる**危険がある**。》

1) 「指定制」は、下記による緊急避難政策としての対応の仕組みとして位置づける。

- ① この制度は当面「**待機児童**」がいる**地域に限定**した制度とする。
- ② 法律ではなく「例えば「**政令**」等による5年間の限定的」なものとする。
- ③ **認可保育所への移行期間を明記**する。
- ④ 「指定制」が適用される認可外施設は「**認可保育所**」の**法律・政令等の規定・規則を適用(準用)**する。

2) 中・長期的制度(すべての子ども・少子化・就労支援等の需要の拡大への対応)との関係は、あくまで認可保育所(一時保育等の充実を含む)の増設とする。

「指定制」のあり方について(イメージ)

地方都市部(過疎地域等含む)

大都市部(待機児童緊急
対策地域を含む)

- ① 当面「**待機児童**」がいる地域に限定
- ② 法律ではなく「例えば「**政令**」等による5年間に限定」
- ③ **認可保育所への移行期間を明記**
- ④ 「**認可保育所**」の法律・政令等規定・規則を適用(準用)